

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		農業集落排水設備等の計画の確認、変更の確認
根拠法令等及び条項		栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第4条、 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例施行規程第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 排水設備等の計画の確認、変更の確認 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第5条第1項 第5条 排水設備の新設、増設又は改築を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認を受けた者が確認を受けた事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>2 排水設備の確認申請書及び添付書類 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例施行規程第3条による。</p> <p>3 排水設備の接続方法及び内径等 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第4条による。</p> <p>4 排水設備の構造基準 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例施行規程第4条による。</p>	